

塩分を含んだ廃棄物の処理方法について（第二報）

震災対応ネットワーク（廃棄物・し尿等分野）

（取り纏め：国立環境研究所）

1. 木くず等の焼却：海水に浸漬し、海水由来の塩分等が付着した木くず，紙くず等

【対処方法】（再掲）

- ・ 温度管理（800℃以上）できる施設において焼却処理を行うことを基本とする。なお土が混入する場合はクリンカが形成され炉を傷めるため，仮設焼却炉を用いることが望ましい。
- ・ 適正な施設がすぐに利用可能でない場合には，利用可能となるまで（自然）発火の防止に留意して保管する（野積みの場合：高さ5m以下，面積200m²以下，山と山の間2m以上）。
- ・ なお，保管中に降雨に曝すことにより塩分の低減が期待できる。保管後は，緑化資材や堆肥等の再利用（塩分量1%以下）や燃料（塩分量0.4%以下）などの用途に応じた塩分量となっていることを確認すること。
- ・ また，保管・減塩後にやむを得ず小型焼却炉等で焼却する場合は，ポリ塩化ビニルなどのプラスチックの混入を防ぐこと。

【以上の方法に対する留意点】

（1）塩分を含む木くず等を800℃以下で焼却するとダイオキシン類が発生する恐れが高いため，洗浄後基本とする。なお，800℃以上で焼却すれば，塩分を含んでいてもダイオキシン類の発生はかなり抑えられる。

（2）木くず等を野積みすると，雨ざらしにより塩分が低下し，気温が上昇するにつれ，猛然とカビが繁殖し，畳にはキノコが生えるため，塩分低下後は速やかに焼却等の措置を講ずる。

（3）木くずチップのランク

A) 製紙原料、B) 敷料・肥料、C) 製紙系燃料、D) セメント、E) その他産廃処理のサーマル系

※不純物（ペイント壁材）がB)とC)の境界

※製紙原料の場合，広葉樹／針葉樹の別も重要。またこの場合，原木で野積みしておいたほうがよい。

※塩分はA)，C)，D)では他の素材による希釈で対応できるが，B)では難しい。

※E)において減産により遊休しているセメントキルンを焼却施設として利用できないか？

（4）RPFの塩素濃度の出荷基準（製紙会社へ）

Aランク：<0.3%以下，Bランク：<0.6%以下（0.5%以下），Cランク：<1.0%以下

(5) 海岸流木の活用の可能性 (循環科研費 「海岸流木のリサイクルに向けたシステム提案 (漂着ごみ問題解決に関する研究) (K1922, K2053, K2172)」より)

用途				利用可能な塩分量
品質	コスト	他の要因		(脱塩目標, 燃料は塩素分)
緑化資材	土砂混入も可	安いもの	均一な粉碎物	1 (0.76) %以下
マルチング	土砂混入も可	安いもの	—	—
敷料	雑菌は不可	—	堆肥としての品質	—
堆肥	—	(安いもの)	—	1%以下
海藻礁	—	—	粒度	—
暗渠疎水材	樹皮混入注意	安いもの	—	—
燃料	—	安いもの	—	0.4%以下
(ペレット燃料)	腐朽材は不可	—	安定供給	0.05%以下